

建築士事務所登録申請手続き等についての留意事項

新規登録申請・更新登録申請

新規・更新登録申請について

- ・新規登録日は、毎月 10 日と 25 日です。
- ・登録日前日までに、不備なく受付された事務所が登録されます。
- ・受付完了後、3～10日ほどで副本のダウンロードが可能となります。
副本はご自身でシステムよりダウンロードのうえ、保管してください。
- ・登録有効期間は登録日から5年間です。（建築士法第23条第2項）
- ・更新手続きは、有効期限満了の30日前までに申請してください。（建築士法施行規則第18条）
- ・法人格を有するものは、必ず法人で申請をしてください。

提出書類

[略歴書] 添付書類（口）略歴書<登録申請者>

添付書類（口）の2 略歴書 <管理建築士>

- ・登録申請者（法人の場合は代表者個人）と管理建築士の略歴をそれぞれ記載してください。
- ・登録申請者が管理建築士を兼ねている場合は「管理建築士の略歴書（口）の2」を省略できます。
- ・学歴欄には、最終の年月日を記載してください。
- ・職歴欄には、学校卒業から現在まで、空きなく記載してください。

※建築関係以外の仕事に就いていた場合でも、記載する必要があります。

※無職の期間も「無職」「休職中」など記載してください（※1年未満であれば省略可）

[誓約書] 添付書類（ハ）誓約書

- ・誓約年月日を必ず記載してください。
- ・法人の場合、誓約は法人として行う必要があります。法人名、役職名、代表者氏名を記載してください。
※役員全員が記載の事項に該当がないか誓約してください。

(注意) 「成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」が交付され、建築士法施行規則の一部が令和元年12月1日より改正され「誓約書」が変更されました。「旧書式の誓約書」は受付できませんのでご注意ください。

[管理建築士講習の修了証の写し] 法第24条第2項に規定する講習

- ・「管理建築士講習」は資格取得の講習です。有効期限はありません。
- ・管理建築士講習の修了証の資格が二級で、現在は一級建築士の場合は、追加書類で「一級建築士免許証（写）」を添付してください。
- ・資格取得後改姓されている場合等で建築士免許に旧姓併記をしていない場合は、改姓のわかる戸籍抄本等を提出してください。

[定款の写し] 法人の場合のみ

- 原則として、定款の事業又は目的に建築に係る「設計又は施工監理」が掲げられていることが必要です。ただし、土木工事一般、建設工事一般、総合建設業等が掲げられている場合は建築に係る設計又は施工監理が含まれているものとみなします。
- 定款の写しには必ず原本証明をしてください。

※原本証明とは、原本の写しを提出する際、原本の内容と相違ないという証明する記録のことです。

定款の原本の写しに「原本と相違ない」旨、証明日、法人名、代表役職名、代表者氏名を記載してください。

当社の現行定款の写しに相違ありません。
令和〇年〇月〇日
株式会社 □□□□
代表取締役 ○○○○

[登記簿謄本の写し] 法人の場合

- 謄本は法務局発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

※履歴事項証明書、現在事項証明証どちらでも可。正本、副本とも写しても可。

※・インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないため、証明として受付できません。

[その他書類] 添付書類（イ）業務概要書

- 新規登録の場合は記入不要です。無記入のまま提出してください。
- 更新の場合は、更新直前までの登録有効期間内（5年間）の業務実績を記載してください。
なお、件数が多く1頁を超える場合は、主要な物件を記載し1頁以内にまとめてください。
- 業務概要書の「期間」の記載は、始期、終期とともに年月日まで記載してください。
なお、完了していないものは「継続中」または「〇年〇月〇日完了予定」としてください。
また、「管理業務」は対象外です。記載の際は「監理」に注意してください。

[その他書類] 手数料の振込が確認できる控え等

- 振込明細票・利用控等の入金が確認できる書類の写しをご提出ください。

登録申請手数料

－築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例の施行により
令和3年4月1日より登録手数料が下記のとおり改正されました。

一級建築士事務所登録手数料	17,000 円
二級または木造建築士事務所登録手数料	12,000 円

【振込先口座】第四北越銀行 白山支店 普通預金No.1636907

一般社団法人 新潟県建築士事務所協会

※振込の際の振込手数料はご負担ください。

管理建築士の専任制について

- ・建築士事務所は、専任の建築士が管理しなければなりません。
同一の管理建築士が2つ以上の建築士事務所を管理することはできませんのでご注意ください。
- ・必要に応じて専任制を求める誓約書の提出を求める場合があります。
例) 開設者と管理建築士が同一で、登録申請者の法人所在地と別に建築士事務所がある場合。